8非鉄金属	−41.6	−66.4	250.3	−16.8	−55.6	107.6	−61.3	−2.8
9金属製品	15.7	2.8	−8.3	8.5	−25.0	23.4	18.7	−28.0
10はん用・生産用機械	7.1	8.0	−1.1	12.5	9.1	4.2	−1.2	0.4
11業務用機械	−0.1	15.9	−2.5	7.6	10.8	−3.7	3.6	−10.3
12電気機械	11.5	−9.8	2.8	16.4	9.5	−2.0	7.1	23.4
13情報通信機械	3.9	18.9	−1.6	12.1	37.3	−15.2	1.6	29.5
14自動車・同付属品	−2.6	9.5	0.6	−5.0	3.6	−9.0	4.4	15.3
15造船業	−16.5	−16.6	30.7	−19.3	−17.2	26.3	−19.4	78.0
16「その他輸送用機械」	−8.2	6.5	−0.3	2.7	−29.6	36.7	6.0	11.8
17「その他製造業」	9.8	13.5	8.0	3.7	5.0	6.7	−27.7	13.1
Ⅱ非製造業計	−15.5	−2.8	4.3	0.3	−2.3	7.9	−5.9	−2.0
18農林漁業	−13.9	19.1	−6.3	−1.2	1.0	−7.2	9.9	−8.7
19鉱業・採石業・砂利採取業	−7.5	−3.2	1.5	−4.6	−1.8	10.9	6.0	35.2
20建設業	13.5	−25.5	−3.5	4.9	−1.2	16.1	−1.2	−3.0
21電力業	−37.1	2.2	−1.0	25.1	−3.8	22.8	−31.2	14.9
22運輸業・郵便業	−9.3	−14.0	23.4	−1.2	17.6	6.5	4.9	11.2
23通信業	−11.7	1.3	−6.7	−3.0	−4.1	−3.1	−18.0	−10.0
24卸売業・小売業	−16.2	17.0	−4.9	20.9	8.7	53.1	−35.3	−24.7
25金融業・保険業	18.5	−15.2	14.9	−7.3	5.1	−8.8	12.1	−8.5
26不動産業	33.8	−34.6	13.0	5.9	−5.8	−10.5	27.8	175.3
27情報サービス業	6.9	−4.7	5.7	−2.3	2.6	6.8	−10.0	−1.9
28リース業	7.5	4.4	30.9	−36.8	−59.6	27.9	−14.0	2.9
29「その他非製造業」	7.7	−19.5	4.4	−14.6	−2.0	−4.4	−2.7	17.6

（備考）１．季節調整系列の対前期（月）増減率。
２．「繊維工業」、「窯業・土石製品」は、従来は「その他製造業」に含まれていた。
３．「はん用・生産用機械」は、従来の「一般機械」から「事務・サービス・娯楽用機械」を除いたもの。
４．「業務用機械」は、従来の「精密機械」に「一般機械」の「事務・サービス・娯楽用機械」を加えたもの。

公　告

諸事項

工場財団

東京都港区虎ノ門四丁目１番28号虎ノ門タワーズオフィス**合同会社ＮＲＥ−06インベストメント**の福島県二本松市西新殿字太郎田212番地１二本松太陽光発電所の機械器具等を追加する変更登記申請に係る動産につき権利を有する者、差押、仮差押又は仮処分債権者は、本日から32日以内に権利を申し出て下さい。

平成30年３月26日

福島地方法務局二本松出張所

東京都江東区豊洲三丁目２番24号**ルネサスエレクトロニクス株式会社**の工場財団に茨城県ひたちなか市大字堀口751番地ルネサスセミコンダクタマニュファクチュアリング株式会社那珂工場の機械、器具等を追加する変更登記申請に係る動産につき権利を有する者、差押、仮差押又は仮処分債権者は、本日から32日以内に権利を申し出て下さい。

平成30年３月26日　　水戸地方法務局

司法書士懲戒処分公告

下記の者については、司法書士法（昭和25年法律第197号）第47条第２号の規定に基づき、平成30年３月９日に１年６か月の業務停止の処分を行ったので、同法第51条の規定に基づき、公告する。

平成30年３月26日

岡山地方法務局長　山崎　秀義

記

氏名　桔梗　博充
所属する司法書士会　岡山県司法書士会
登録番号　岡山第604号
事務所の所在地　岡山市北区学南町二丁目５番50号
違反行為　受託事件の放置等

建設業の許可の取消処分の公告

建設業法（昭和24年法律第100号）第29条第１項の規定による処分をしたので、同法第29条の５第１項の規定に基づき、次のとおり公告する。

平成30年３月26日

北陸地方整備局長　小俣　　篤

１　処分をした年月日　平成30年２月28日
２　被処分者の商号、代表者の氏名、主たる営業所の所在地及び許可番号　旭物産株式会社　田上　　渉　富山県富山市二俣512　国土交通大臣許可（般−27）第14863号
３　処分の内容　建設業法第29条第１項に基づく許可の取消し（鋼構造物工事業に関する一般建設業の許可）
４　処分の原因となった事実　平成30年１月31日付けで建設業法第12条（第17条において準用する場合を含む。）の規定による廃業の届出があり、このことが同法第29条第１項第４号に該当する。

相続財産管理人の選任

次の被相続人について、相続人のあることが明らかでないので、その相続財産の管理人を次のとおり選任した。

平成２９年（家）第７１４３８号
大阪市北区梅田３丁目３番20号
申立人　大阪信用保証協会
本籍大阪府枚方市招提中町１丁目11番、最後の住所大阪府枚方市招提中町１丁目11番11号、死亡の場所大阪府高槻市、死亡年月日平成29年３月14日、出生の場所兵庫県神戸市長田区、出生年月日昭和23年11月19日、職業不明
被相続人　亡　山本　道雄
大阪市北区西天満４丁目９番12号リーガル西天満ビル703
相続財産管理人　弁護士　藤井　伸介
大阪家庭裁判所

平成３０年（家）第７０１１９号
大阪市城東区諏訪４丁目８番23号
申立人　有限会社ブルーアート
本籍大阪市平野区流町３丁目11番地、最後の住所大阪市平野区流町３丁目11番14号、死亡の場所大阪市東住吉区、死亡年月日平成12年１月19日、出生の場所愛知県愛知郡愛知町、出生年月日大正８年７月10日、職業不明
被相続人　亡　**橋**本　武雄
大阪市北区西天満２−２−３　ユニシオ西天満２丁目Ａ05号
相続財産管理人　弁護士　竹薮　　豊
大阪家庭裁判所

平成３０年（家）第４０２５号
大阪府松原市阿保１丁目16番７号
申立人　乾　　隆
本籍三重県伊勢市磯町618番地、最後の住所大阪府松原市南新町５丁目２番31号、死亡の場所大阪府松原市、死亡年月日平成29年11月３日、出生の場所大阪府大阪市西成区、出生年月日大正15年８月５日、職業無職
被相続人　亡　矢形しげ子
大阪府堺市堺区中瓦町１丁４番22号　大阪信金ビル３階
相続財産管理人　弁護士　中川　　澄
大阪家庭裁判所堺支部

平成３０年（家）第２０１号
大阪市中央区北浜２丁目１番３号北浜清友会館ビル２階
申立人　亡神崎相吉こと金相吉相続財産
申立人代表者相続財産管理人（民法918条２項による）　林　　範夫
国籍地域朝鮮、最後の住所大阪府岸和田市尾生町６丁目12番31号、死亡の場所不明、死亡年月日西暦2017年１月13日、出生の場所岡山県新見市、出生年月日西暦1945年11月13日、職業不明
被相続人　亡　神崎相吉こと　金　　相吉
事務所大阪市中央区北浜２丁目１番３号北浜清友会館ビル２階
相続財産管理人　弁護士　林　　範夫
大阪家庭裁判所岸和田支部